

環境社会配慮助言委員会 第45回 全体会合

日時 平成26年3月7日（金）14：31～17:20

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時31分開会

○長瀬 それでは、時間にもなりましたので、第45回全体会合を始めさせていただければと思います。

始めるにあたりまして、まず、恒例ながら、マイクの扱い方について説明させていただきます。議事録をとらせていただいておりますので、必ずお手元のマイク、二、三名に1本ずつ置かせていただいておりますので、これを必ず使用して、ご発言をお願いいたします。それが1点目。それで、今申し上げたように、マイクの本数が少ないので、皆様、適宜回していただければと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

あと、マイクは発言のときだけ電源を入れてください。発言が終わったら、電源を切っていただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○村山委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

今日はまず、ワーキングスケジュールの確認ということです。次第の後ろに、例によって表が出ております。

では、よろしくお願いいたします。

○長瀬 それでは、裏ですね。こちらのほうをご覧ください、3月は3月10日、フィリピンの天然ガスパイプライン、3月10日、清水谷委員、鋤柄委員、日比委員、松本委員ということで、よろしいでしょうか。

では、進めさせていただきます。

4月のご予定で、一応、割り振らせていただいておりますけれども、皆様の中で、どうしてもこの日は都合がつかないというのがあれば、おっしゃっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。4月25日丸でよろしくお願いいたします。

○長瀬 4月25日の佐藤委員、丸。はい、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

3名しか固まっていない4月18日、4月25日、そこら辺はどなたかが都合がつく方、いらっしゃいますでしょうか。

○作本副委員長 作本ですけれども、18日入れておきましょうか。まだ、これが決まってるんですか。

○長瀬 作本委員、18日。はい、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○松下委員 松下ですが、25日は出席できますので、登録をお願いします。

○長瀬 松下委員、25日、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○柳委員 柳ですが、4月28日は丸で結構です。

○長瀬 ありがとうございます。28日、丸で。

では、4月のほうは、とりあえずそんな形で進めさせていただきます。4月11日も、まだ満田委員に確認とれておりませんので、もしかしたら、また、別の委員にお願いするかもしれません。そのときはよろしくお願いいたします。

5月はいかがでしょう。

○松下委員 松下ですが、5月19日は出席ができませんので、16日であれば出席ができます。

○長瀬 それでは、松下委員、5月16日にさせていただきます。5月19日はバツということで。ほかにいかがでしょう。

○柳委員 柳ですけれども、5月26日は出席できます。

○長瀬 ありがとうございます。26日、丸で。

○作本副委員長 作本ですが、今いただいている案の中での5月12日、30日、今のところ、大丈夫です。

○長瀬 5月12日、丸、5月30日、丸。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○石田委員 石田ですけれども、5月23日、大丈夫です。5月2日が三角印、一応出るように努力はします。丸にしておいてください。

○長瀬 はい、5月2日、一応出ていただけると、5月23日は丸ということで了解いたしました。

ほかはいかがでしょう。

○清水谷委員 清水谷です。5月19日、参加できます。

○長瀬 19日、丸で、ありがとうございます。

高橋委員も。

○高橋委員 5月12日ですか、ちょっと都合が悪いですけれども、今来ただばかりでほかの方の状況はわかりませんが、16日とかあるいは2日でしたら大丈夫かと思います。

○長瀬 5月2日でございますね。

○高橋委員 2日か16日で。

○長瀬 2日、16日。はい、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

早瀬委員。

○早瀬委員 私も予定していただいている12日と30日、大丈夫です。

○長瀬 12日と30日、早瀬委員、丸で、はい、ありがとうございます。

原嶋委員。

○原嶋委員 26日は大丈夫です。あと、12日と19日は、もし必要であれば参加できますので。

○長瀬 12日と19日でございますね。

○原嶋委員 今、はい、ご欠席があったので。

○長瀬 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○佐藤委員 佐藤です。5月16日、丸でお願いいたします。

○長瀬 はい、5月16日、丸で、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○柳委員 柳ですが、先ほど5月12日、もし可能だったら私も入れますけれども。

○長瀬 ありがとうございます。では、柳委員、5月12日。

よろしいでしょうか。まだ5月の分は先ですので、これから、またいろいろ変更があるかもしれませんので。

○高橋委員 高橋ですけれども、申し訳ありません。4月の分で恐縮ですけれども、4月14日はちょっと都合が悪い。バツ。

○長瀬 4月14日ですね。

○高橋委員 はい。逆に、4月18日でしたら可能です。

○長瀬 18日、丸ということで、はい、ありがとうございます。

ほか、ございませんか。

それでは、一旦、今日のところは、今いただいたものをまた反映させていただいて、進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

では、以上でワーキンググループのスケジュール確認を終了いたします。

○村山委員長 では、よろしくお願いいたします。

今日は、次に、ワーキング会合のご報告と助言文書等確定ということで5件あります。途中で休憩が入るかもしれませんが、この順番で進めていきたいと思います。

まず、コスタリカの地熱開発事業のドラフトファイナルということで、こちらは二宮委員に主査をお願いしております。

まず、ご説明のほう、よろしくお願いいたします。

○二宮委員 では、コスタリカボリンケン地熱開発事業ドラフトファイナルレポートに対する助言案をご提案させていただきます。

1月31日に、ワーキンググループを実施いたしました。委員は石田委員、谷本委員、私と早瀬委員で議論をいたしました。石田委員と早瀬委員は当日、ご用事がありまして、ご欠席ではありましたが、事前のコメントと、それから、それに対するJICAの回答と、その回答に対するご判断まで事前にいただいておりますので、滞りなく議論を進めることができました。

この案件は、国立公園に隣接する、エコツーリズム等に使われているような自然環境の豊かな地域に今、地熱発電所の開発を行うということでありました。地熱を活用するということではありますが、非常に大きな事業となる可能性がありますので、さまざまな点について慎重に環境社会配慮すべしというところが、概ねの委員の認識だ

ったというふうに理解をしております。

三十幾つのコメントをいただいた中で、7つの案に絞りました。

順番にいかせていただきます。

全体的なところでは、モニタリングの結果、不適合が発見された場合の対応を含めた環境マネジメントの手順をファイナルレポートに記載ということで、これは観察をして、その後どういうふうに対応するかということを、もう少しクリアに表現してくださいという意味でございます。

それから、2番目は、パイプラインについても、送電線やアクセス道路と同様の扱いとして、施設の一部としてスコーピング案に明記するとともに、スコーピングを行った結果をファイナルレポートに記載するというので、これは送電線、アクセス道路、それぞれ個別にスコーピング対象として取り上げられていたもので、パイプラインがその中に入っていないということでしたので、それについても入れるようにということでありました。

環境配慮の面は、3番が工事中及び供用中の鳥類に対する影響が少ないと評価した具体的な理由、これは読んで字のごとくといいますか、鳥類についての記述をもう少し具体化することというご意見であります。

4番のエネルギーの確保の環境保全を両立させた開発と保全のモデルとして、積極的に国民の教育にも用いていく観点から、プロジェクト地区に隣接する国立公園の現状を評価し、国立公園との連携の可能性について検討するというので、地熱、自然環境を利用する発電施設ということで、環境教育等にも活用ができるだろうけれども、国立公園と隣接していますので、その国立公園の当該地域の自然環境に対する蓄積された知見等も活用しながら、一体となって、その施設を保全に活用するような視点も持ってくださいというようなことだろうと思います。

それから、社会配慮のところは、本事業の実施において必要となる土地は、ボリケンホテル、ブエナビスタホテルの所有地の一部を取得する予定であることをファイナルレポートに記載する。これは、対象地の中に2つのホテルがあって、既に、エコツーリズム等をやっている、この2つのホテルが非常に重要なステークホルダーになっているわけですが、エコツーリズムとはいえ、ビジネスですので、ビジネス上の利害のあるホテルのオーナーの声というのは非常に大きく影響を及ぼすものですので、そういった点について、こういう2つの既存のビジネス主体が経済取引にかかわるのだということも明記をするようにという、そういうご指摘であります。

それから、地域経済への影響評価では、以下の対策を検討しファイナルレポートに記載ということで、自然資源の観光への活用については、エコツーリズムの促進、地域産品の販売促進等を通じて、プロジェクトの開発効果が期待できるような具体的な対策を検討する。

2番は、自然資源及び自然資源の観光への活用にあたっては、地域住民などのステー

クホルダーと協力して進めるということで、地域経済に利益があるということ、そして、その活用にあたっては、特定の経済主体だけではなくて、広く地域住民と協力するということを位置づけてくださいということです。

それから、報告書の中で、ステークホルダー協議をして、それに対応していただいているわけですが、その表現が少しわかりづらかったので、対策案が、そのステークホルダー協議の中から出てきた問題意識がきちっと対策されているというようなことがわかるような表現にしてくださいというようなことであります。

以上、7点で提案をいたします。よろしくお願いします。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、助言案に対して、何かお気づきの点、ありますでしょうか。

担当委員のほうからは、特にはないでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、修正なしということで確定をさせていただきますが、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、1件目、この形で進めさせていただきます。

では、2件目に移らせていただきます。フィリピンの地域回廊補修事業、こちらはスコーピング段階の案ということで、主査のほうは原嶋委員にお願いをしております。ご説明、お願いいたします。

○原嶋委員 お手元の資料、フィリピン国のミンダナオ島南部地域回廊補修事業のスコーピング案に対する助言案をご覧ください。

この事業は海岸線の従来の幹線を補強する形でバイパスをつくること、それによって、交通需要や物流の需要を賄って、全体として改善させるということであります。

ワーキンググループは、お手元の資料に記載の通り、1月31日に開催をしまして、作本先生、清水谷先生、松行先生と私が参加をしております。

それで、大きな論点は、幾つかスコーピング案ということで、バイパスの代替案が提案されて、その中で検討されているわけですが、重要点はトンネルをつくるバイパスの案を選択するということに結論づけているわけですが、高速道路とか、厳密に言ったら高速道路ではありませんけれども、バイパスとか高速道路に準じた道路でのトンネルというのは、これほどの規模はフィリピン国では希有とか、ほとんど初めてだそうございまして、代替案の検討において、トンネルを伴う選択肢をとったことについて、十分な説明ないし検討ができていないかというところが非常に大きな論点になってございます。そういったことを念頭に、お手元の資料2ページ以降の助言案をご覧くださいと思います。

全体事項としては、バイパスは先ほどちょっと高速道路と申し上げましたけれども、一般道とも接続するものですので、バイパスの開発に伴って、従来、山間ないし必ずしも十分に開発されてなかったところがバイパスの沿道の開発が進むということで、

その周辺の開発に伴う環境影響というのは、どのような位置づけをしているのかという点ですね。あと、バイパスを横切る河川とか橋梁とか盛土、切土など幾つかのポイントがありますので、そういったものを次の段階、つまりドラフトファイナルレポートの段階で詳述、詳しく記載していただきたいということですね。

あと、交通需要や交通需要予測について、もう少しきちとした説明を加えてほしいということが全体事項としてございます。

先ほど申し上げた通り、大きな争点は、代替案の検討でございまして、トンネルをつくることと、トンネルをつくらないオプション、具体的に言うと、トンネルをつくらないことによるオプションというのもあって、そうすると、距離が9キロぐらい、9キロだけというのか9キロもというのか、その辺は評価が分かりますけれども、9キロほど迂回せざるを得ないという選択肢もあるようで、そういった選択肢の中でトンネルを伴う選択肢、代替案を選んだということについて、もう少し詳しい記述が必要だというのが全体的な共通した意見でございます。

そういう中で、あと、関連して、周辺の住宅地への影響とか、あるいは交通量とか、そういった問題をその代替案の検討において、もう少ししっかりと議論してほしいと。ざっくりと申し上げますと、代替案の検討は極めてクリアな表としてまとめたわけですがけれども、逆に言うと、あまりにもクリア過ぎて、その表から漏れている詳細な部分の説明が十分ではないという印象が全体としてありましたので、幾つか詳細な点について、4から13案にかけて、いわばリクエストしているわけですね。それに関連して、あと、法面保護の費用の問題とか、あと重要なのは8番でございしますが、トンネルをつくる、建設費は当然考慮していただいているわけですが、トンネルの場合は維持費というのでかなりランニングコストがかかってまいりますので、そういったものをきちっと考慮していただきたいということですね。こういったこと。あと、地震や洪水に対するリスクとか、こういったものも代替案の検討の中で、全く考慮されてないということではありませんけれども、やや、粗が目立つ面がありますので、ドラフトファイナルレポートの段階では、もう少し明確化していただきたいということでございます。

10番はまさにそれを言っているわけで、代替案の評価で推奨される代替案の理由については、表だけではなくて、もう少し詳しい文章を加えてほしいということであります。

あと、ゼロオプションについて、どちらかと言うと、ネガティブな面を強調されていますけれども、ポジティブな面もあるかもしれないので、その点も十分考慮することとか、あと、切土、法面の浸食とか、木々の伐採だけでなく、もう少し自然環境について包括的に議論していただきたい。

あと、個別の問題としては、フィリピンの国鳥のイーグルですか、これへの影響が懸念されますので、こういったものについて補足調査をお願いしたいという点が挙げ

てございます。

あと、詳細はまたドラフトファイナルレポートの中で議論されることになるのかと思いますけれども、ステークホルダーミーティングなどで取り上げられた事項のうち、必ずしも現行のスコーピング・マトリックスでは十分反映されていなかった点として、感染症の問題とか、あるいはトンネル工事によるトンネル建設に伴う地下水や水源への影響などをスコーピング・マトリックスの中に加えていただきたい、あるいは、景観もそうですけれども、こういったものを加えていただきたいという助言を14から18に加えさせていただいています。

あと、環境配慮としては、周辺の河川の漁業への影響について、ご検討いただきたいということと、交通需要が中心に議論されていますけれども、物流ということも事業目的にありますので、物流に対する影響についても考慮していただきたいということで、全体としては、ステークホルダーミーティングが十分参加の機会が与えられているかどうか確認いただきたいということで、都合21の助言にまとまっております。

以上です。

○村山委員長 どうも、ありがとうございました。

それでは、この案件について、何かお気づきの点ありますでしょうか。

よろしいですか。

では、この件についても、これで確定ということにさせていただきます。また、もし何かあれば、後でお出しいただければと思います。

どうも、ありがとうございました。

それでは、3件目に移らせていただきます。

パキスタンの火力発電所建設事業で、こちらスコーピング案の段階です。主査を谷本委員にお願いをしております。ご説明をよろしくお願いいたします。

○谷本委員 パキスタンのタール石炭火力発電所のスコーピング案に対する助言です。

助言に行く前に、本件の背景を簡単に申し上げます。パキスタンは非常に電力の受給バランスが悪いという、計画停電が長時間にわたって全国的に行われている、これは1点目。それから、もう一つは、発電は水力もありますけれども、石油が今まで中心だったと、石炭火力は1カ所のみですね。これが1つの大きな特徴となっていると。

それで、本件はパキスタン南部のシンド州、そのタール地区に豊富に存在する褐炭、これを有効活用するということで、この褐炭を20%、そして輸入の瀝青炭、恐らくインドネシアからと思いますが、それを80%で混焼をするというふうな発電の内容になっています。ただ、名前がタール石炭火力発電所、タール石炭というふうに書いてありますが、この名前がパキスタン、恐らくシンド州なんかの意向が強いと思うんですけれども、必ずしも、このタール地区の褐炭の開発ははかばかしくないということですね。地層が深いということと、それから、水が多いということですね。排水にやはり大変だというようなことも、物理的な理由になっていると思いますが、はかばか

しくないということで、意向としてはわかるんですけども、タール石炭ということに、ある面で言うところの調査のほうで固執をしているというんですか、それをということになっているものですから、我々ワーキンググループでも、代替案の検討などのところで混乱が生じ、議論が白熱しました。

これはちょっと前置きとしまして、ワーキンググループは2月10日ですね。それから、委員は岡山委員、原嶋委員。石田委員が雪の影響で来られませんでしたので、メール審議で、そして私、谷本です。

それでは、1枚めくっていただいて、助言案のほうにまいります。

コメント、それから質問等は46点ありましたが、ここに示しておりますように、12点にまとめました。

まず、全体事項として、本当にこの発電所をやるのというんですか、やれるのというふうな、また、どうして石炭なのとか、いろいろ議論がありました。逼迫している電力需要は、需給が逼迫しているというのは非常に理解できるんですけども、本事業のやはり必要性というんですか、そういうところから議論になりまして、1番のように、これはJICAに対する提言ということですね。きちんと、パキスタン政府と電源開発のマスタプラン等をつくってほしいと、要するに、上の計画がないのが非常に我々としては理解できないというふうなことで、1番の助言になっております。

それから、2番目は先ほど来申し上げていますが、今までやはり水力もありますけれども、石油だきが中心であったということに対して、これからは石炭火力でやっていこうということですね。これもきちんと見通しをつけてくださいというふうなことが、やはり2つ目の大きなポイントです。

それから、3点目、先ほど言いました代替案ですね。本当に議論をしました。わからない、本当になぜというふうなことから、小さな1で候補サイトがありますけれども、これをきちんともう一度、選定の判断根拠をきちんと書いてくださいというようなことを、ここで言いたいと思います。

それから、小さな2番目にタール炭田の山元でも発電を行うという代替案が出ていますけれども、その場合もやはり輸入炭を80%混焼で発電するというふうなことです。そういうふうになっておりますので、きちんとシナリオを統一してくださいというふうなことを申し上げております。

それから、小さな3つ目は総合比較ですね。候補地の総合比較においては、維持費もきちんと建設費と分けて書いてくださいと、なかなかわかりづらかったということが背景にあります。

それから、4つ目は冷却方式ですけども、1カ所、カラチ湾のところに作るというのは、海水を使って温排水が発電所の近くにあるマングローブ等に影響を与えます。その他のところは、インダス川から水をとって、それで蒸発をさせて処理をすると、ただし、やはり漁業への影響なんかはあるというふうなことで、それもきちんと書いて

てほしいというふうに示しています。

次に、スコーピング・マトリックスですが、特に、貴重種の評価について代替案の検討にあたって、一番ここが妥当だと言われているところの調査がまだ評価が行われていないと、近くのところの過去の評価をそのまま持ってきているということがありましたので、これもきちんとこれから書いて、ドラフトファイナルレポートに書いてくださいと申し上げています。

次に、環境社会配慮ですが、5番と6番、これもちょっと石田委員が欠席されて、メールでということになって、少し我々としては苦労したんですが、ここの問題、5番と6番の問題は、タール炭田の開発とこの発電事業が不可分一体かどうかと、この判断のところですよ。一応、折衷案の形で、5番として、きちんと事業者から影響を確認してくださいと、その内容をレポートに記載してくださいと、不測の場合にはきちんと事業実施者に緩和策の改善を申し入れてほしいというふうなことで対案をまとめました。

それから、6番も同じように、炭田の採掘現場の地下水、先ほど申しましたけれども、水が多いということ、その排水によって近くの自然環境にマイナスの影響を与えるんじゃないかというふうなことなので、それを再確認して、その結果を書いてほしいというふうになっております。

7番は、これは褐炭の1つの特徴の、やはり自然発火の危険性が高いということで、これは輸送、あるいは貯炭場でのそのリスク、その対応をきちんと書いてほしい。

それから、8番目は輸入炭だけで燃やしていく、つまりタールの炭田の開発が遅れているものですから、当面は輸入炭だけで単味燃焼と、そういう独特の表現があるようですが、それをやる場合とそれから混焼の場合に分けて、きちんと汚染の状況の評価してほしい、それを記載してくださいとなっています。

それから、9番目は、先ほど申し上げました、1カ所しかパキスタンに火力発電所がない、それがこのラクラという発電所ですけども、その発電所の石炭灰の処理はどうなっているのか、そして、ここに、この新たな発電所をつくろうということになっていますが、その場合の石炭灰の処理をどうするか、これをきちんと書いてくださいと申し上げています。

それから、10番目は、文化遺産の面がやはりまだ十分調査されていないので、それをきちんと書いていただきたい。そして、ステークホルダー関係では、これからの日程、過去の内容等をきちんと整理をして書いてくださいとなっています。

12番目、これも繰り返しになりますけれども、非常に最新技術の、パキスタンでは2つ目の石炭火力になりますので、技術面、財務面、特に財務面と申し上げましたのは、今、パキスタンは必ずしも国際収支はよろしくないということですね。外貨準備が1.4カ月とか、それぐらいしかないというところで、インドネシアからやはり石炭を輸入するということがありますので、そういう面で、財務面からもきちんと留意をしてほしいというようなことを書いております。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この件について、何かお気づきの点ありますでしょうか。

○石田委員 追加説明、補足説明を、少しだけさせてください。

環境社会配慮、5番です。ここは、今度新たに開発されるこの火力発電が、建設事業は当面は国内のタール炭田を用いはいないんですね。ただ、将来的には、このタール炭田を中長期にわたって使う予定にしている、そのためのこの石炭開発事業で、やむなく輸入炭を使うわけなんですけれども、という状況なんです。

それで、そういうことがあれば、やはり、時間は多少はかかりますけれども、タール炭田開発をして、開発するのはJICAのこの事業の関連ではなくて、別の事業なんですけれども、やはりタール炭田を使うという以上、タール炭田とのかかわりが生じるわけですので、ユーザーとして、将来使ったときにどのような影響がやはり出るかというところは、かなり長い予測にしか過ぎませんけれども、それでも、やはり書いておいていただきたいというところをまとめたのが5番ということになります。そのときに、不可分一体というロジックで、JICAさんのほうはずっと不可分一体ではないから、それはタール炭田については影響評価の対象外ではないですかということをずっとおっしゃっておられたんですが、不可分一体ではなくても、JICAガイドラインには直接、間接波及的効果という言葉もございますので、その意を酌み取って、私としてはこのように入れさせていただきました。

以上です。

○作本副委員長 作本ですけれども、今、助言案の内容を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

特に、こちらのグループに対して質問というわけではないんですけれども、本当にこのプロジェクトがどれほど必要があるのかという、我々の助言委員会では必要性までは質問してはならない分野になるかもしれないんですけれども、本当にこれで冒頭に座長がおっしゃられたような、やれるのかというよりも、やる必要が本当にある事業なのかということ、やっぱり、ちょっと私は気になるんですね。8割の石炭を輸入すると、しかも外貨のない国で、私はこの発電所の場所はわかりませんけれども、やはりそうなると、8割を輸入するとなれば、恐らく港湾の設備、あるいはそちらに近い場所、あるいは、そうすれば、また大気汚染の影響、あるいは送電線の影響、いろいろなことがこれから考えられるかと思うんですけれども、本当に国策として、こういう事業をやる必要があるんだろうかという、パキスタン政府自身の何かもしわかることがあれば、ちょっと座長のお話ともかかわりますけれども、教えていただければと思います。

以上です。

○谷本委員 今、作本委員から質問というんですか、問い合わせがあったんですけれ

ども、まさしく1番で書きましたけれども、上位計画はどうなっているのかということですね。これが1つ、やはり我々はワーキンググループで議論していきまして、一番やはり気になったところですね。

先ほど冒頭で申し上げたように、需給は本当に大変だということはわかります。それから、自国の燃料、原料を使いたいというのもわかるんですけども、やはりストーリーが、輸入炭をもう使っていくと、これはワーキンググループのときにコンサルタントの方からも説明があったんですが、例えば、褐炭のタール炭だけを使っていくのであれば全く技術が違うと、今回、リグナイトというんですが、瀝青炭を使っていくということで、それに合わせたもので、その20%までは褐炭は燃やせませすという発電技術なんですね。ということで、我々としても、本当に、こういう発電所は要するというのは間違いないと思います。それから、できるだけ国内の燃料を使ってほしいと、これも我々はよく理解できますけれども、やはり輸入を80%、場合によれば最初は100%輸入で燃やしていくということになっていきますので、そのところがやはりちょっと我々としては疑問点というんですか、これでいいのかなというふうな感じを持っています。

以上です。

○作本副委員長 作本ですけども、ありがとうございました。なかなか難しい案件で、聞けば聞くほど何か私自身も不安を感じるんですけども、そうしますと、ちょっとここは技術的な内容で、わかればということで。20%の褐炭部分と80%の輸入炭を混ぜて一緒にこれを、その割合で燃やして、混焼というんですか、いろんな焼却のやり方が書いてありますけれども、混焼、そのままの割合でできるというふうに、素人ながら、わからない質問ですけども、考えてよろしいでしょうか。

○谷本委員 本当にわからない。私もど素人ですし、メンバー全員がそうなんだ。説明はコンサルタントからしていただいて、非常に超臨界の状況で、最新の技術で先端技術でやっていくということですね。その場合に、我々が確認したのは、褐炭を20%までは燃やして問題ないですと。本来は、その瀝青炭、それを100%燃やす技術ですというふうに我々は伺っております。そういう状況です。

○柳委員 1点質問、よろしいでしょうか。

柳ですが、既存のラクラ発電所は、これは輸入炭を使って発電をされているということなんでしょうか。これは輸入炭の搬入経路は、もう既設のものであって、その搬入経路的なコストとか、そういうところには特に大きな問題はなくて、その搬入する量を新しく今度やるこのタール炭田のほうでそれを使うと、こういうような理解で進められているんでしょうか。その点よくわからないので、教えてください。

○村山委員長 今の点は、主査として何かコメントはありますでしょうか。

○谷本委員 ラクラは、ラクラのところにあります石炭、これも恐らく褐炭だと思います。その部分は非常に硫黄分が多いということが1つ問題になっております。それ

から、このラクラの既存の発電所はちょっと今、維持管理が難しい状況になっていまして、これは技術的に古いもので、スペアパーツとかが入らないということで、数年以内に閉じると、運開を中止してするというふうな状況です。ちょっと、資料、すみません、持ってきていましてので詳細はわかりませんが、このラクラは、基本的にラクラにある褐炭を使って燃やしているという技術だと思います。

○柳委員 そうですか。そうすると、輸入炭は使われてないということになると、輸入炭の搬入経路というのは鉄道等々で、もうきっちりとあると、その港からの搬入経路があって、それはコスト的にも担保できるという前提で、この計画はできているという理解でよろしいのでしょうか。

○谷本委員 おっしゃる通りです。4力所の代替案があります。基本的に全てカラチ港へ入れていたんですね。そこから鉄道輸送していきます。今回、このラクラの既存のところに持っていく場合に、若干の引き込み線が必要になるということですね。それから、タール炭田の山元まで持っていく場合にもかなりの長距離の引き込み線、専用線が必要になってくるというふうになっています。それは評価されております。

○村山委員長 米田委員。

○米田委員 ちょっと違う話なんですけど、3の小さい4)についての質問なんですけれども、2つ目の文章で、「冷却に」だと思うんですが、「冷却に伴う漁業の実態」というところの意味がちょっとよくわからないんですが。今朝、この事業をちょっと見せていただいて、関連する質問になるかと思うんですけれども、1つは、カラチ湾につくった場合には温排水が出るけれども、インダス川沿いの場合には出ないというところが、その違い、逆に言うと、なぜカラチ湾でも温排水を出さない方法がとれないのかというところが1つと、それから、インダス川には排水を流さないというふうに書いてあるんですけれども、先ほどのお話だと、それは全部蒸発しちゃうということなんですか。そうすると、ここで言う冷却に伴う漁業への影響を心配されていると思うんですけれども、それは取水に伴う影響ということになるんでしょうか。

○谷本委員 最後から申し上げますと、インダス川から取水して、それで熱交換をして、取水した水は全部空気中に放出をしますから、インダス川には温排水は戻りません。ただ、取水の量が特に渇水期でも大きな問題はありませんと、コンサルタントの方は0.1%だとおっしゃっていたかな、ということなんです。やはり、渇水期に取水をしますので、漁業等への影響ですね。それは考えていただきたいというので、一番後ろ、問いに対しては答えさせていただきます。

山元のところ、それから、この上の、下だったかな、もう一力所、そしてこのプラントなんです。これは、今申し上げたように、もう冷却をして、蒸発、空気中に蒸気で放出をします。カラチ港の近くにつく場合は、海水を取水をして、熱交換をさせて、それを海に戻します。そういう冷却方式、全く違う、日本ではほとんどそれですね。ほとんど日本では、海の近くに火力発電所がありますので、それに戻していく

ということで、冷却方式がインダス川沿いの3カ所と、カラチ湾のところにつくる1カ所とは違うというふうなことで答えさせてください。

○米田委員 そうしますと、ここで漁業への影響というふうに書かれているんですけども、インダス川の生態系への影響ということも考えたほうがいいのかなというふうに今ちょっと思ったんですけども、いかがなんでしょうか。インダス川は大きな川なので、あまり影響はないのかもしれませんが。

○谷本委員 それは、4のところで、広く読み取っていただけないかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○米田委員 わかりました。

○柳委員 また質問がちょっと戻って恐縮なんですけど、代替案検討のときに、このタールを使った、褐炭を使った、100%使った発電所の検討はあったんでしょうか。この瀝青炭の80%の輸入というのはない、従来通り、今までやっていたラクラ発電所と同じやつを最近はやりの高効率発電で石炭火力をみんな代替、前はインドネシアの発電でも、高効率発電をやるために新しい技術を導入して、脱硫をやって、環境にやさしい発電をできるだけやるというようなことで進めている技術を、最近主流になっていると思うんですけども、そういった代替案は褐炭で100%行うというのは検討されてないでしょうか。

○谷本委員 ワーキンググループのときに、追加で資料をいただいています。結論から申し上げますと、タール炭田の山元発電においても、褐炭100%ではなくて、輸入炭、瀝青炭を入れた発電を行うと、そういうふうな計画になっています。それはもうある面で言うと、最新の技術ですね。効率を高めるといふ、効果を求めるといふんですか、そういうことで、そういう超臨界的な技術を用いた効率のいいものを持ちこむということになっています。

○柳委員 そうしますと、褐炭だとそれは難しいというのは、技術的にはクリアできないのでということで、どうしても輸入炭に頼らざるを得ないので、コストパフォーマンスは悪いけれども、引き込み線もついたり、いろいろとコストは非常に周辺コストはかかりますよね。だけど、それでもやむなしというようなことで代替案が検討されていると、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○谷本委員 その通りです。

○村山委員長 先ほどの、3の4)の後ろの表現はどうでしょうか。これではうまくないかなと思います。

○谷本委員 「に」を入れます。

○村山委員長 「冷却に伴う漁業の実態」、ちょっとそれも何となくしっくりこないんですけども。「漁業への影響」ですかね。

○谷本委員 「冷却に伴う漁業への影響」。

○村山委員長 で、よろしいですか。

○谷本委員 はい。
○村山委員長 わかりました。
○谷本委員 じゃ、すみません、事務局のほうでお願いします。
○作本副委員長 私もちっと昔、このカラチ湾で海岸まで行ったことがあるんですけども、それでも湾という、カラチ港があって、広い場所かもわからないんですけども、私の印象では、確か一般の人たちが海水浴に来ていて、ラクダが歩いていたりとか、そういう場所だったような、観光というか、現地の人たちの大事なレクリエーション場所だったような気がするんですけども、それが、その漁業はここでうたわれているんですけども、どうかなと思って、今、冷却水の話が出たのでちょっと今、一緒に思い出したんですが、ちょうど「漁業等への」というぐらいの感じで広げていただければ、うまく広がるのかなと、ちょっと気がいたしました。

以上です。

○谷本委員 「等」を追加ですね、はい。
○村山委員長 では、確認させていただくと、3の4)については、「特に、冷却に伴う漁業等への影響を調査し」ということで、よろしいですか。
○谷本委員 これを、その後です。「これへの影響」の「への影響を」をとっていただけますか。「これを評価結果としてDFRに記載すること」というふうに、ちょっと直していただけますか。
○村山委員長 それでは、この文はその形でお願いいたします。
ほかはいかがでしょうか。

早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 大変苦労された案件かなと思って聞いておりました。

ちょっと1番のところなんですけれども、電源開発マスタープランというか、上位計画の作成の必要性というのは、わざわざ他ドナーと協調して説得しなくても、必要性というのはわかっているんじゃないのかなというふうに思うんですが、わざわざ、これをここへ提言として書かれた趣旨というのは、そのマスタープランの作成において、何らかのことに配慮しなさいというふうなことが暗に含まれているのかなというふうに、例えば環境面、温暖化対策、気候変動対策、そういったことに配慮したマスタープランというものが上位にあって、それに基づいてやっていくべきですよというような趣旨かなと思うんですが、そういった背景にある心配事というようなものをここに書かれたほうがいいような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○谷本委員 上位計画が我々としてはなかなか理解できなかった。文書上は、ナショナルパワーポリシーの2013年とか、電源構成計画2019年から20年ということはあるんですけども、きちんとした、やはり国としての状況が、上位計画がないということで、やはりこういう提言をしたと。

もう一点は、アジア開発銀行（ADB）が、やはり今回計画しているラクラ地区の近

傍の既に1号機から4号機まであるんですか、ジャムショロのところに、やはり同様の石炭だきの発電所を計画して、既に理事会等を通っているというふうなことがありますので、他のドナーというのも、そういうふうなことでADBの関係、それから、先ほども言いました上位計画、きちんとやはりして、明確にしてほしいというようなことで、こういう提言を入れました。

○村山委員長 早瀬委員、よろしいでしょうか。

○早瀬委員 いいです。

○村山委員長 それでは、大体よろしいでしょうか。

では、3の4)の部分は若干修正が入りましたが、それを含めて確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次が、タンザニアの送電線の事業、環境レビューということになります。こちらは私のほうで主査を行いましたので、簡単に内容の紹介をさせていただきます。

ワーキンググループについては、2月14日に開きました。担当の委員は石田委員、二宮委員、私と米田委員ということです。

この事業はケニアとタンザニアを結ぶ送電線事業ということで、タンザニア側だけが対象になっていますが、延長が400キロ以上ということで、相当長いものになります。それに伴って、住民移転も相当数発生をするということで、今回、カテゴリAということで対象になっています。ただ、ほかの案件と違って、JICAとしては協力準備調査を行っていないので、環境レビュー段階からかかわったというものになります。その分、少し助言の内容がほかのものと違うところがあるというふうに思います。

2ページ目から助言案という形で作成をしておりますが、コメントとしては全部で39件いただきました。それを結果的に17件にまとめて、今日、案としてお出しをしているということになります。

まず、全体事項3件ですが、既にタンザニアで送電線の敷設という事業が行われたことがあるんですが、過去の事業で、補償や対応が不適切だったということが報告されています。この点については、ぜひ教訓として生かしてほしいというのが1つ目。

それから、全体として、環境社会管理計画の内容があまり具体的でないという印象を持ちました。この点について、レビュー段階で、ぜひ明確にしていってほしいということ。

3番目も同じなんですが、モニタリングをやるということになっているんですけれども、場所であったり頻度が不明確であるということも、3番目に挙げさせていただいております。

それから、4番が汚染対策ということで、鉄塔部分、幾つか鉄塔が建つわけですが、それも、それを建てたときに発生する土砂をどうするのがわからない。その記載がなかったなので、その確認をしてほしいということです。

自然環境が5番から9番まで挙がっていますが、タンザニアですので、やはり、野生

生物が現地に生息しているということになります。

5番については、送電線ルートを横断する野生生物の回廊を含めた影響、緩和策、そういったことについて確認をしてほしい。

6番は哺乳類・鳥類の衝突や登攀ということで、こういったことについても、過去のこれまでの事例を踏まえて対応するよう申し入れてほしい。

7番については、生態系全体に関する緩和策について、相手機関との合意を結んでほしいと、具体的には、緩和策及びモニタリングについて、相手国の実施機関の実施能力が十分かどうか確認をしてほしい、必要に応じてサポートを検討すると。それから、トラッキングを継続的に行うための資金確保の見通しも確認をしてほしいということですね。

8番は、自然環境が非常に豊富、豊かなところですので、そういったものに対するアクセスが無秩序にならないような、そういった仕組みをとれるかどうか、そういった点の許認可の要否の確認をしてほしいということですね。

9番は、地区内の森林というのがあるということですが、それをある程度アクセス制限しないといけないということで、これは地区の住民にとっては、問題になる可能性があるのも、その影響についても確認をしてほしいということが挙げられています。

10番から16番までが社会配慮で、まず、10番が、JICAが住民調査をやっていると、10番のようなことは多分ないと思うんですが、今回、別のところがやったということで、JICAのガイドラインとの違いがあまり明確になっていませんでしたので、国内法とのJICAガイドラインとのギャップについて明確にしてほしいというのが1つです。

11番はこの事業の実施によって住民移転がかなり発生するわけですが、金銭による補償よりは、代替地を提供するというのがRAPの中でも推奨されています。ただ、それに対して、代替地を一体どこにするかという、そういう具体的な内容があまり書かれていませんでしたので、その点について確認をしてほしいということです。

次のページにいきまして、12番が宅地ではなくて、今度は農業の補償について、移転をしてもなかなか適地がないというようなこともあるようなので、その点も含めて、実現可能性については確認をしてほしいということです。

13番は多年性作物・樹木の永久損失、これについての補償、あまり具体的に書かれていませんでしたので、これについても適切な補償というのを確認してほしいということです。

14番はVulnerable People'sという、いわゆる弱者ですね。そういう人たちに対する保護計画、これに関する文書が出ているわけですが、その内容はあまり具体的だというわけではなかったもので、その点についても確認をしてほしいということです。

15番は地元との連携によって、雇用機会の創出等を検討するということになっているんですが、その具体的な実現可能性について、ぜひ確認をしてほしいということです。

16番は地元への便益還元ということで、送電線が通るので、できれば地元の人たちも電気が使えればいいんですけども、その点が、必ずしも具体的に明確になっているわけではない。一方で、住民協議の中では、相当数そういった要望が挙げられていましたので、そういった形での電力の利用ということの実現可能性について確認してほしいということです。

最後に、17番がステークホルダー協議・情報公開ということで、さまざまな民族で言語も多様だということですので、そういった多様性を考慮した形で利害関係者がかわれるような、しかも、知りたい情報がすぐに拾い出せるようなサポート体制をお願いしたいということが挙げられています。

以上、17項目として助言案をまとめさせていただきました。

では、この件について何かお気づきの点はありますか。

原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 2点だけ、お聞きしたいんですけども、8番に関連して、ちょっとこれを拝見していると保護区を送電線が通るのか、あるいは、それに類するようなことが起きるような印象を受けるんですけども、そうなってくるとガイドラインの中の幾つかの原則との抵触の問題があるので確認させていただきたいという点が1点、もう一点は、越境、タンザニアとケニアということで、特に10番などを拝見していると、タンザニア側の住民移転の十分なコンプライアンスが非常に問題にされているわけで、ケニア側はこれは住民移転は心配しなくていいのか。なければならないでいいでしょうけれども、その2点だけちょっとお聞きしたいです。

○村山委員長 1点目は、米田委員か二宮委員にちょっとコメントをお願いしたいんですが、2つ目のほうは、この案件については、ケニアのほうは対象にしていないんですね。なので、我々もケニアのほうに関する情報がないという状況です。ですから、タンザニア側だけが、今回、環境レビューの対象になっております。

1点目について、いかがでしょうか。

○米田委員 本件全体にそうなんですが、詳細がかなり不明瞭なところがあります。この送電線、特に二百何キロですか、半分以上は既存のものの横にできるということなんですけれども、それが道路沿いにあって、道路の何という地名から何という地名までこういう状況ですというような記述が延々と続いていくんですが、それを読んで、そこが保護区の中なのかどうかというのが明確ではないんですね。それなので、通るのかどうかを確認してくださいということを書いてあるんですが、1カ所だけ、「within」という言葉があったので、どうもそこは保護区の中を通っているのではないかなと思われるんですが、そこはちょっと不明瞭であったということです。

○村山委員長 JICAのほうで何かありますか。

○長瀬 1点、クラリフィケーションさせていただきたいんですが、保護区ではなくて、管理区というところでしたので、その点は、はっきりさせたいと思います。

○米田委員 今のは、通るのが、ワイルドライフ・マネージメント・エリアであったということでしょうか。この送電線の通るのが、withinというところがワイルドライフ・マネージメント・エリアで、ほかの場所は、全てそういう指定された地域以外であるということでしょうか。

○今中 その通りです。今回この助言案を書くときは、保護区と管理区を含めて保護区という言葉を使用しようということになりましたので、それでちょっと誤解を生んだかもしれません。

○村山委員長 もう一度確認をすると、自然保護のための区域は、通過はしてないということですね。ただし、管理区という意味では通過していると、それを両方あわせて、今回の助言では保護区と呼んでいるということですね。

○米田委員 ワイルドライフ・マネージメント・エリアは、きっちり調べてはいませんが、住民が野生動物を管理しながら使っていくための場所ということで、保護区の位置づけに入れても悪くはないのかなと、住民が持続可能な利用をするための地域という設定です。なので、一応、保護区の中に入れてもいいのかなというふうには思うんですけども。

○村山委員長 米田委員の発言からすると、多分、原嶋委員から何かお話が出てきそうな気がするんですが。

○原嶋委員 結局、繰り返しになるんですけども、自然保護や文化遺産保護のため特に指定した地域以外での実施というのが原則になっているようですので、それとの抵触というか、そこですよね。そこを明確にしておかないといけないということ。これはドラフトファイナルレポートなので、多分、助言委員会としては、これ以降、あまりかわることは、もしかしたらないのかもしれませんが、ちょっと心配をしている点です。

○村山委員長 ドラフトファイナルレポートではなくて、環境レビューの段階ですので、既に調査自体はほかのJICA以外の機関によって行われているものです。

○作本副委員長 作本ですが、ちょっと質問させてください。

先ほど、10番の社会配慮の項目でも若干、村山委員の文章の中にもかかわるんですけども、先ほどの村山委員長からのケニアのほうの情報がよくわからないというようなことなんですが、この事業は、やはりケニアとタンザニアの両方にまたがる送電線ですね。タンザニアのほうだけのいろんな情報が入っていると、そうすると、例えば16番の地元への便益還元というのは、これはどちらの国を代表する文章なのかということがわからないんですね。そういう意味では、既に10番の中に含まれておりますけれども、二国間にまたがって補償額の水準が違ってもいいのかという、よく国際法上で議論するような、そういうことも含めて、二国間にまたがる補償額の統一化、そういうことまで含めての議論をやらないと、このギャップというんでしょうか、こういうことはわからない。そのためにあまりにもケニアの情報が少な過ぎて、タン

ザニアのほうはいろいろ情報を提供していただいているのかもわかりませんが、全体が見えないというような感じがするんですが、印象ですけれども、いかがでしょうか。

○村山委員長 今の点について、何か追加の情報はありますか。

ワーキングとしては、タンザニア部分だけの環境レビューを担当したので、ケニアのほうがどうなっているかということについては、ほとんど議論しませんでした。16番についても地元への便益還元、あくまでもこれはタンザニア側の話です。住民協議も、タンザニア国内で行われたものから出てきたものを参考にコメントを出しているということですね。

何かケニアのほうについて、追加の情報はありますか。

○長瀬 本件はアフリカ開発銀行との協調融資のプロジェクトでございます。JICAはタンザニア側のみ、アフリカ開発銀行は両方にまたがってプロジェクトをやるという形になってございます。私も今、補償額が両方で全くバランスがとれているということは確証はございませんけれども、アフリカ開発銀行がきちんとそういったところは対応しているんだというふうに思います。

○村山委員長 それでは、先ほどの8番の件ですが、これは保護区という言葉でいいですかね。何かお話を聞いていると、ちょっと言葉を変えたほうがいいような気がしますが。

高橋委員。

○高橋委員 具体的に、このタンザニアとかということではなくて、一般論で恐縮ですけれども、IUCN（国際自然保護連合）というところがございまして、そこは保護区の定義といいますか、カテゴリを6つ定めているんですね。その6つのカテゴリの中には、そういう、ワイルドライフ・マネージメントといいましょうか、そういう管理をしながらいわゆる保護をしていくと、こういうのも入っております。それがこのJICAの環境社会配慮のガイドラインの言葉とどうつながるのか、言葉上、同じ保護区でも同じようになるのかどうか、それはまた議論の余地があると思いますが、一般論の保護区という言葉としては、そのマネージメントというような、そういう意味合いの保護区というものもあり得るということでございます。

○村山委員長 今の高橋委員のご発言は、今の原案でも構わないと、そういうことですな。

ということになりますと、今のところ、この原案でよろしいというようなご意見かと思いますが、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○高橋委員 あと、もう一点ちょっと、ただの質問ですが、5番のところなんですけれども、野生動物の移動回廊の位置、それはわかるんですが、利用季節というのは、これは移動回廊の利用をする季節という意味なんですか。それから、「及びそれに

よる野生動物への影響」の「それ」というのは、今度はこれは送電線ルートということかとは思いますが、そのちょっと確認をさせていただきたいと思うんです。

○米田委員 利用季節というのは、そうです、移動回廊の利用季節、移動回廊を利用して実際に横断する季節ということになるかと思いますが、横断する季節、それから、「それ」というのは、やはり送電線ルートをとるか、送電線ルートを移動回廊が横断するのではなくて、移動回廊を送電線ルートが横断するというイメージだと思うんですが、それによる影響というものです。言葉を少し補ったほうがいいでしょうか。

○村山委員長 少なくとも、「それによる」の「それ」は、何にすればいいですかね。もし具体的に書くとすると。

○柳委員 この「及びそれによる」というのを削除して、「利用季節など、野生動物への影響、緩和策を確認すること」としたほうがよろしいんじゃないですか。文章が単純なほうがわかりやすいので。

○村山委員長 いかがですか、米田委員。

○米田委員 これは、143号道路沿いと書いてあるんですが、これは2本の道路を沿ううちの1本なんですけれども、この道路沿いで送電線ルートを横断する回廊はあるのかどうかということが明瞭ではなかったというのが1つあるんです。それで、そのルートがあるのかどうかということを確認してほしいということと、あるのであれば、その影響を見てほしいというのがもとの意向だったんですけれども。位置あるいは季節を確認するということが既にそのルートが横断があるかどうかを確認するという意味に解釈できるというふうに考えれば、今おっしゃったように、単純な文章でもいいのかなという気がします。

○村山委員長 では、柳委員のご提案の形でよろしいですか。趣旨が担当の部署のほうに伝わればいいと思いますので、その形で修正をしたいと思います。

では、ほかはいかがでしょうか。よろしければ、5番の修正点を含めて確定ということにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、ここまで終わったんですが、一度、休憩を入れてもよろしいでしょうか。

では、一旦、休憩を入れさせていただいて、次の議題の環境レビューの結果報告がご担当の方が少し時間の制限があるということですので、先にこれをさせていただいて、その後、助言文書の確定、もう一つ進めたいと思います。

では、一旦、休憩させていただきます。

(休 憩)

○村山委員長 それでは、まだお戻りでない委員の方もいらっしゃると思いますが、再開させていただきます。

先ほど申し上げましたように、一旦、ワーキンググループ会合報告助言文書確定に

については中断させていただいて、先に4番の環境レビュー結果報告について進めさせていただきたいと思います。

案件としては、ベトナムのハノイ環状3号線の整備事業ということです。

では、最初に、結果についてご報告をお願いいたします。

○作道 JICA東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課の作道と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日はベトナムのハノイ環状3号線建設事業ということで、お手元にお配りしております助言対応結果の資料に基づいて、ご説明させていただきます。

本事業の内容は、既にご説明させていただいたものでありますが、ハノイの環状3号線のうち、未改良区間5.4キロを片側2車線の高架高速道路の整備を実施するという事業でございます。事業の進捗状況といたしましては、2013年6月に審査を実施し、12月に交換公文及び貸付契約の締結を行っております。

配付させていただいた助言対応結果は、2013年5月に、環境レビュー段階の助言に対する審査時の対応結果を説明したものとなっておりますので、順を追ってご説明させていただきます。

まず、番号1に関しましては、高架道路の建設による環境負荷の増加に関する評価と、それに対する緩和策の検討を確認するという項目でございますが、これに関しましては、高架道路建設による環境負荷の増加については、EIAの計算前提に含まれているということを審査時に確認いたしました。これに基づきまして、本事業においては、需要予測に基づく環境評価結果に合わせて、必要な各種緩和策を実施する計画であるということも確認いたしました。

また、今後のモニタリングにおきまして、環境基準値の超過や周辺住民からの苦情があったという際には追加の緩和策を検討するということについても、ベトナム側と合意しておるという状況でございます。

続きまして、2番目の項目に移りたいと思います。これは、EIAの環境項目にPM10が含まれていない理由ということでございますが、PM10はEIAの将来予測の環境項目に含まれるTSPと比例するものでありまして、WHOのRapid Inventory Techniques in Environmental Pollutionを適用した推定では、PM10も基準値を超えないことを確認しているということで、このWHOの指標というのは、EIAにおける推計ではよく使われているということでございます。なお、モニタリング段階では、PM10もモニタリング項目に含めるということで、ベトナム側と合意してまいりました。

続きまして、3番目でございますが、大気汚染モニタリングにおいて住民からの聞き取りを行うこと、また、健康被害が疑われる場合には、排気ガスとの因果関係の精査を申し入れることということでございます。これにつきましては、実施機関に対し、健康被害の聞き取りについて申し入れを行いました。ベトナムの国内法上、聞き取りは義務づけられていないということではございましたが、今後、苦情等があった際に

は、聞き取りを含めた必要な対策の実施についても検討するという方針で合意してきたところでございます。

続きまして、4点目でございます。こちらは、建設工事における土壌汚染や石綿飛散の可能性の確認と対策の検討ということでございますが、本事業で発生する既存構造物の除去はフェンスの撤去程度でございまして、撤去に際してもカバーがけや廃棄物の適切な処理等の対策を行うことから、影響は最小限であるということを確認いたしました。環境レビュー時に視察を行った際にも、工場等は道路用地外にあり、除却は発生しないということを確認しております。

また、今後、事業のスコープ、用地の変更により、工場等の除却が必要となった場合には、土壌汚染の可能性も含めた必要な対策を行うということで先方と合意しております。

続きまして、5番目でございますが、樹木の伐採に関する緩和策や代償措置検討の申し入れについてです。これにつきましては、街路樹につきましては高架道路側に伸びている枝、これを切らなければならない樹木というのが1,200本程度あるということでございますが、伐採しなければならない本数というのは数十本程度であるということを確認しております。加えて、将来、当該道路が拡張されるという際には、2列の街路樹を植え、緑地帯を確保するという計画もあわせて確認しておるところでございます。

6点目、本事業の温暖化への影響について評価するよう申し入れることということでございますが、記載の通り、これについてはCO₂排出量の影響評価を詳細設計で実施するという事に合意しております。

続きまして、7番目でございます。こちらは交通事故対策として、標識設置等の対策が行われることの確認ということでございますが、実施機関に対しまして、交通事故対策の検討について申し入れを行いました。その結果、詳細設計において標識設置や速度規制等の交通事故対策について検討することを合意しております。

8番目、9番目につきましては、現状値でベトナムの基準を超えている大気質、騒音について、現地でとられている規制対策、また、EIAに記載の対策では不十分な場合の追加的な対策の検討についての申し入れでございます。

これに関しまして、現状値で基準値を超えているという部分でございますが、これは現在、工事中の現場があり、この工事の影響があったこと、さらに、近隣のほかの区間では基準値を超えてはいないということを審査時に確認しております。という状況ではございますが、いずれにしましても、工事中、それから、供用後については審査時に合意したモニタリング計画に基づいてモニタリングを実施し、仮にモニタリング結果がベトナム国内の基準値を超えた場合には、追加的な緩和策を実施することについて合意しております。

それから、現地の規制・対策にどのようなものがあるかという点でございますが、都市部、それから工業地帯における大気汚染に対しましては、規制する法令として

Law on Clean Air 及び Decree on Air Pollution Chargeという、この2つの準備が進められておりまして、特に後者につきましては、排ガスに含まれる汚染物質の量に応じて排出者に排出料金を課す予定ということになっていることを確認しております。ただし、大気環境基準自体は現存するものの、規制のための法律がなく、これを現在つくるための準備を進めているという状況でございます。

騒音につきましては、天然資源環境省によって、居住地域及び商業・工業地域における騒音規制に関する環境基準が施行されておりまして、基準を超える際には必要な緩和策等の対応がとられるということについて確認しております。

10番目は、事業実施における環境影響や景観の変化に係る分析結果について、ステークホルダーへの状況提供を申し入れるという項目でございます。各影響項目に対する緩和策の内容につきましては、ステークホルダー協議にて概要を説明の上、特段の反対がなく、協議を終えているという旨を確認しております。大気汚染、騒音等、どのような環境影響があり得るか、景観の変化が起こり得るかを初め、各影響項目についての概要を説明しているという状況でございます。

また、工事中及び供用後においてモニタリング結果をステークホルダーに公開するとともに、必要に応じて追加的な緩和策を実施することについても合意しております。

最後に、11番目です。こちらは緩和策の実施結果について、ステークホルダーの合意確認を行うということでございます。工事中・供用後の緩和策実施による各項目の環境影響につきましては、モニタリング結果をPMUTL事務所に公開するという一方で、各ステークホルダーが閲覧できるようにするとともに、ステークホルダーから異議申し立てがあった場合には、追加的な緩和策の実施等の必要な対策を行うということでも合意しております。

対応結果としては以上でございます。今後、事業の実施に合わせた環境モニタリングが計画通りベトナム側によって実施されるよう注意を払い、いただいた提言を踏まえた事業となるようベトナム政府とも調整していきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この件、何かご質問ありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

○田中副委員長 環境レビューの場合には、通常、環境レビューの対応一覧表というのが確か整理されていると思うんですが、今回はそれはないんでしょうか。

○村山委員長 この結果報告は、今、田中副委員長がお話しになった後、どういうふうに対応されたかというのをご報告いただいたという位置づけですね。

○作道 そうです。

○村山委員長 レビュー方針については、いつごろご報告いただいたんですか。

○長瀬 正確な日付、ちょっと。5月ぐらいだと思います。

○村山委員長 1年近くも前になっているということですね。はい、わかりました。

では、ほかはいかがでしょうか。

もしないようでしたら、こういう形でご対応いただいているということで、ご報告いただきました。どうもありがとうございました。

それでは、3番目のほうに戻りたいと思います。

先ほどタンザニアの件については一応、助言確定をいたしました。米田委員、よろしいですか。

○米田委員 前半、後半を分けたほうがいいのかという意見もいただいたんですが、意味を明確にするために2つの文章に分けようかなと思います。

1つ目が、「143号道路沿いで送電線ルートを横断する野生動物の移動回廊の位置、利用季節等を確認すること」、そこで一度切って、「さらに、移動回廊を送電線が横断する場合は、それによる野生動物への影響、緩和策を確認すること」という2つにしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○村山委員長 今の点、助言案の5番目ですね。これについて2つに分けて表現をするということですが、よろしいでしょうか。

では、今の米田委員からのご提案を最終案という形で確定をさせていただきます。

では、最後、5番目ですね。ウズベキスタンの火力発電所の建設事業、こちらはスコーピング案の段階になります。鋤柄委員に主査をお願いしておりますので、まず、ご説明をお願いいたします。

○鋤柄委員 本事業は、ウズベキスタンの東部に天然ガスの火力発電所をつくるという案件です。状況を申し上げますと、既に、国内のEIAは通っていて、認可されていると。ただ、一部、本事業に附帯する事業については、現在、EIAを作成している状況というふうに承っております。この本体事業と附帯事業をあわせて、スコーピング案についてのワーキンググループの会合で議論いたしました。

先月の24日に、清水谷委員、私、長谷川委員、早瀬委員、柳委員でワーキンググループを開催いたしました。

そこでまとめた助言が、めくっていただいて、1番から18番までです。順に簡単にご説明申し上げます。

まず、全体事項、これにつきましては本火力発電所の事業、それを含めた電力計画の将来像、あるいは、そこへの位置づけというところがあまりはっきり書かれていなかったもので、そこに出ております3つの助言になっております。

1番目がプロジェクトの評価検討を実施することになっていきますけれども、そのプロセスを明らかにしていただきたい。

2番目が、ウズベキスタンの全体の電力供給計画というものがどういうふうなものなのか詳しく記載してほしい。

3番目が、附帯設備に関する諸元等についてはかなり資料に詳しく書かれてあったんですけども、本体についてはやや情報が少なかったので、これについてもドラフトファイナル段階では詳細に書いていただきたいという助言になっております。

続きまして、代替案の部分ですけれども、これも、まだ現地のほうから情報が十分に入ってきていないという状況というふうに承っておりますが、まず、どのような比較を行ったのか、特に場所についての比較についての情報が足りなかったものですか、それについてはちゃんと経緯を含めて書いていただきたいというのが4番です。

5番目につきましては、ゼロオプションとその選択された本計画との間の環境負荷量、この評価について定量的に分析して記載してほしいということです。

そして、6番目、この選定された場所が天然ガスのパイプラインが近いということがかなりきいているようですけれども、それも含めて燃料の選定に関しては、ちゃんと理由を記載していただきたいというのが6番目です。

それから、スコーピング・マトリックスに関して、7番から9番まで3つの助言がございます。スコーピング・マトリックス、ちょっと一部に記述が足りないところがございますので、それについての助言ということになっております。

7番目に、その河川生態系について、水質的な点からも一応検討してほしい。これは、この発電所は農業用の灌漑水路から取水して冷却水を使うという点で、その水量に関する影響という点は詳しく教えていただいたんですが、水質のほうがどれぐらい変化するかという点についてちょっと足りなかったものですから、それについての検討をお願いしたいということです。

8番目が、今度、送電線というのは発電所に附帯する事業ですけれども、ここの送電線の設計に伴う影響についても本調査で確認していただきたい。

9番目につきましても、事故時の対応については入っておりませんでしたので、ドラフトファイナルではちゃんと書いていただきたいというのが9番目です。

そして、環境配慮につきまして4点ございます。こちら、まだ情報収集の途中の部分が多いということだったので、特にこの点についてはちゃんと情報を集めてくださいという点で、4点掲げております。

10番目が、大気汚染に関する規制の詳細について、ちゃんと情報を集めて記載していただきたい。

11番目が周辺を含めて生息する動物の生息種、これがちょっといただいたリストによってばらつきがあったようなので、これについても確認していただきたいというのが11番です。

12番目、これは騒音の予測について、手法がややはっきりしていない部分がありましたので、本調査でちゃんと調べた上で記載していただきたい。

13番目につきましては、大気汚染の影響について予測して記載していただきたいということです。

そして、社会配慮につきましても、14番から16番、これについても具体的な記述を記載していただきたいということで、14番目に送電線の敷設による線下補償の内容について、15番目がアクセス道路に伴う用地買収の補償について、16番目が送電線ルートにおける電磁波の影響について、それぞれ具体的にドラフトファイナルでは記載をしていただきたいという助言内容です。

最後の2つが、ステークホルダー協議及び情報公開についての概要については記述があったんですけども、詳細情報には触れておりませんでしたので、どのような方がどのようなことをおっしゃったのかということを整理していただきたいというのが17番です。

そして、18番目、最も近くに住んでいらっしゃる住民の方、確か1キロぐらいだったと思いますけれども、その方々からのご意見はどうだったのか、その点を明らかにしていただきたいという、以上18点でございます。

以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、お気づきの点ありましたら、お願いいたします。

原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 確認ですけれども、ちょっと出ていましたけれども、ガスの運搬に伴う施設の増加、拡張、あるいは増築といえますか、追加というのはあまり考えられないということではなかったでしょうか。

○鋤柄委員 近傍を既存のガスパイプラインが走っておりまして、発電所までの500メートルの引き込み管をつくるということになっております。これは附帯設備ではなくて、本体のほうに含まれるというふうにご説明をいただきました。これでお答えになっていますでしょうか。

○原嶋委員 あと、3番ですけれども、括弧が閉じてないので。

○鋤柄委員 はい、「450MW」の後に括弧が2つなければいけないですね。失礼しました。

○田中副委員長 後ろのほうの16番のところに、「電磁場による健康影響が想定される」というふうにあるんですが、これは発電所でこういうことが出てきたのはあまり例がないと思うんですが、これは事業者の側がこういう項目を設定してきたんでしょうか。その経緯を教えてくださいよろしいですか。

○柳委員 はい、ありがとうございます。16番で、私が書いたのは、この調査で事業者が出されてきたものについて、その最初に「電磁場による健康影響が想定される」というふうに書いておられるので、もしそうであれば、送電線ルートは、でも、電磁場というのは基本的に考えているのは高圧送電線からの影響のことを言っておられるんだろうと思いますけれども、それ自体は居住環境から離れたところに設置はするとは言っていますけれども、そもそも想定されているんだったら、それは確認してくだ

さいということを申し上げているということですね。

○田中副委員長 電磁場による影響というのはJICAの項目にはなかったと思います。事業者が必要だと思って設定されてきたと思うんですが、JICAの事業部としては、発電事業の場合に、こういう電磁場による健康影響が想定される可能性がある、そういう方針といいますか、共通的な認識でおられるんですか。その場合、健康影響の把握の仕方とか評価の仕方とか、そういうものは整理はされているんでしょうか。

○原嶋委員 ちなみに、以前、電磁場による健康被害について、かなり議論した案件がありました。大分前でしたので、まだ新宿に事務所があった頃でしたけれども、幾つかの案件でそういうことがあって、率直に言って、なかなか不確実な部分が多いというような議論がありましたけれども、案件の中でそういう議論をして、できるだけ調べてみましょうというような取り組みをしたという案件は確実にありました。

○田中副委員長 わかりました。記憶がないので、多分まれにあったのかもしれませんが。例えば、本日の助言文書の確定で、石炭火力の発電所の建設事業があるわけですが、ここでは、例えば電磁場による健康影響というのは、項目は設定されているんですか。

○谷本委員 なかった。

○田中副委員長 逆に言うと、一方の火力発電所では設定されていない、ではこのウズベキスタンの火力発電所で、電磁場を選定している何か大きな理由があるんですか。そういうことが懸念される理由があるんでしょうか。同じ発電所案件で一方だけ設定していることに関して、整合性はいかがでしょうか。

○長瀬 地球部ではないんですけども、あまり一般的ではないというのは言えると思います。ただ、そのときは、コンサルの方もいらっしゃって、こういったことがあるというふうにご説明いただいておりますので、念のため、こういう形で確認させていただく。何かシステムティックにやっているというものではございません。

○田中副委員長 ですから、事業特性に応じて、ある項目を選定したり、選定しなかったり、景観という項目を選定したり、しなかったり、そういう例はあると思うんですね。こういう発電事業の場合には、大規模な電気事業に伴って、高圧の高密度の電流が流れることで電磁場が生まれて、そこである種の影響が出てくるだろうと、そういうプロセスは比較的共通していると思うんです。ですから、もしJICAとして発電事業、こういう送電線も含めてでしょうか、高圧の電圧を流す場合には、そういう影響が懸念される。私の理解では、多分それはまだ非常に議論のあるところで、明確な健康影響が出るのか出ないのか、健康影響が出る場合には累積的、あるいはその蓄積的な影響なのかどうか、そういう論争はあると思うんですが、項目として置くのかどうか、そここのところの整理が必要だろうと思うんですね。その上で、つまり、発電事業であればある種の共通性なので、必要項目にすると、重要項目にする。そういうプロセスを踏んでおいたほうがよろしいんじゃないかなと思いました。ある事業にはコ

ンサルが提案するもので入れた、ある事業は入れなかった、同じ発電事業ですけどもね。ということは、整合性がとれないのかなという印象を持ちましたので。もし今回、この案件で、この電磁場による健康影響ということが想定されるという記述、項目を扱うとしたら、どういう背景があるのか、そこらあたりは整理しておいたほうがよろしいのかなと思います。

○村山委員長 あまりJICAでは話をしていませんが、私の専門の一部では、健康リスクという問題で電磁場の影響があって、WHOでもある程度は議論はしていて、子供への白血病については、送電線による影響を限定的に確認をしているという例はありますね。ただし、電圧の高さにもよりますし、そもそも、こういった開発事業でここまで議論するのかどうかということも、まだそういう意味では不確定なところがあるかなというふうに思いますが、柳委員のほうからご指摘いただいたように、少なくとも調査の段階でこういうことが出てきたということについて確認をしたほうがいいというのは、その通りだと思います。

そういう意味では、先ほどのタンザニアのほうも送電線の事業なので、当然、送電線の周りには電磁波は発生します。ただ、電圧がどの程度かにもよりますし、住居等からの距離にもよりますし、さらに、そこにどの程度滞在しているかということにもよってくるので、なかなか一概に言えないところがありますね。ある程度、蓄積が出てくれば、そのあたり議論が整理できるかなというふうに思います。

○柳委員 国内でも、電磁波による影響を卑近な例でやると、東京スカイツリーの建設のときにはかなり議論されて、評価書の中でも少しそれについて触れられていると。先ほど村山委員が言われたように、WHOがこの累積的な影響についてずっと検討されていて、まだ明確な影響があるというのと、ないというので分かれていて、非常に不確実性が高いんですね。でも、不確実性が高いからこそ、やっぱりちょっとチェックをしておくというのが必要なので、それを統一的にやるかどうかというのは、これからのガイドラインを見直すときの議論につなげればいいことで、この個別案件ではこういうふうに事業者が出してこられるわけだから、それは確認してくださいという形で処理されたほうがよろしいのかなと思っています。だから、この問題でやったから、ほかの発電事業全てでやる必要があるのかどうかというのは、それは検討されると思いますけれども。

○田中副委員長 不確実であるという点はそうだと思うんですが、例えば、それは項目として挙げた上で、これは影響がないという判定をする場合と、そういうことありますよね。ですから、共通的に発電事業の場合には項目を挙げた上で、これは影響はなさそうとかですね。ですから、確か、もともとこのガイドライン上に、そもそも載っていないものなものですから、そことの整合はどうなっているのかなという思いはあります。同じ発電所事業で、あるケースでは取り上げる、別のケースでは取り上げない、そのことの理由はしっかり確認しておいた方がよい、という意見です。

○村山委員長 環境社会配慮という意味では、積極的にやっていただくのはよいことなので、調査の中で出てきたものについては言及するということはあっていいと。ただし、逆に、だからといって全ての案件でそうするかというと、ちょっとまだそこは議論の余地があるということだと思います。

では、ほかの点よろしいでしょうか。

ないようでしたら、これで、先ほどの括弧閉じがなかった部分を修正して、3番目のやつですね。それで、確定をさせていただきたいと思います。

○鋤柄委員 すみません、今、話題になっております電磁場の16番なんですが、2行目が「電磁波」になっていますので、これを「電磁場」というふうに訂正ということでお願いしたいと思います。

○村山委員長 場所の「場」で統一ということですね。はい。

では、よろしいでしょうか。では、これで確定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、5つの案件、全て終了させていただきましたので、今日は4番を先ほど行いましたので、5番の「その他」に移りたいと思います。

以前から話が出ていますように、ガイドラインの運用面について見直しをするという時期になっております。これについて、どういう枠組みで進めるかということ、今日、少しご議論をいただきたいということです。

では、まず、事務局のほうから、資料についてご説明をお願いいたします。

○山邊 審査部の山邊でございます。今回、JICAの環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しについて担当することになりました。

今回の見直し、ガイドラインの見直しではなくて、ガイドラインの運用面の見直しということで、実際に見直しプロセスが始まってからの内容面の検討につきましては、実際に運用にかかわっているこれまでのスタッフで主に対応することになると思います。私のほうでは、見直しの例えば進捗管理であるとか取りまとめ、それから関係者の窓口等、そういった役割を務めさせていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

さて、今回この役割を務めるにあたりまして、現在のガイドラインが策定された際の有識者委員会、これの議事録に全て目を通しました。約2年超にわたりまして、計33回、かなり突っ込んだ議論がなされております。当時の委員の方々には、かなりのご負担をおかけしたと思いますけれども、おかげさまで現在のガイドラインは各方面で一定の評価をいただいていると、私も理解してございます。

2010年7月に現行のガイドラインが施行されてから、私もはガイドラインの適正な運用、これに努めてまいったところでございますが、来年6月末で運用面の見直しの期限とされております5年になります。あと1年4カ月ございますが、そろそろ作業に着手する時期というふうに考えてございます。

本日、本件を議題として上げさせていただいた趣旨は、見直しのプロセスに入るにあたりまして、今後の進め方について私どもの考えをご説明し、助言委員の皆様からご意見があれば、ぜひいただきたいということでございます。

次のスライドでございますけれども、ガイドラインの2.10に、ガイドラインの見直しについて規定されております。

読み上げさせていただきますと、2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。

以上でございます。

私どもの場合、5年以内に行う運用面の見直しと10年以内に行う包括的な検討の2段階の構造になっております。それから、ガイドラインを改定する場合には幅広く意見を聴取すること、それから、運用面の調査を実施すること、これが規定されてございます。ご存じの方も多いと思いますが、と言いますか、実際に委員としてかかわられている方も何人かいらっしゃると思っておりますが、現在、JETROとJBICでもガイドラインの改定の検討が行われてございます。これらの進め方、私ども当然、参考にさせていただいておりますけれども、これらは、彼らのガイドライン上、包括的な検討とされておりまして、まさに私どもが10年以内に行うこととしております包括的な検討、これと同じものでございます。従いまして、私どもの5年以内の運用面の見直し、今回の見直しとは異なるものでございます。

5年以内の運用面の見直し、これはどのように行うべきなのかということでございますが、私どもとしましては、その見直しを効果的に、かつ効率的に進めるためには、この規定の文言解釈をきちんとして、議論が拡散しないように枠組みをしっかり定めておく必要があるというふうに考えてございます。

次のスライドでございますけれども、5年目の運用面の見直しにつきましては、このガイドラインをつくったときの有識者委員会でも議論になってございます。当時の議事録から幾つか抜粋してございますけれども、1つ目と2つ目は、委員からのご質問に対するJICAの回答、3つ目は当時の委員長の原科先生のご発言でございます。

1つ目は、レビューに基づく包括的な検討、これが10年以内とされた背景でございます。ここにございますけれども、特に有償の案件について、1サイクルを回すものが何件か出て、それが新しいガイドラインを踏まえてどうだったのかという評価を下すには5年ではちょっと短過ぎるというか、結論が出ないということでございます。これが包括的な検討が10年となった背景でございます。

5年以内の見直しの趣旨はといいますと、2つ目でございますけれども、5年以内の運用面の見直しという趣旨は、新JICAになって、2つあるガイドラインをくっつける作業を今しているわけですが、それを運用してみて、不都合がもし出てくればそこは見直したいという趣旨だとございます。当時、JICAとJBICは全く違うガイドラインを統合したわけございまして、またその別の機関がそれまでやっていたものを1つの機関がやることになって、案件自体の進め方、これ自体も変わるわけございまして、予期しない不具合というか、不都合が出てくれば、そこは見直しますということとございました。

それから、最後に3つ目でございます。委員長のご発言ですが、このご発言の背景といたしましては、もともとのガイドラインの原案で、5年以内の運用面の見直しについては、その際には、ガイドラインの改定ができないような書きぶり、つまり、そのガイドラインの改定部分が10年の包括的なレビュー、包括的検討のところのみかかるような書きぶりになっておりまして、その部分につきまして、10年経たないと一切改定しないというニュアンスではないだろうということで、現在の書きぶりに変更されたわけでございますけれども、その際に、委員長がまとめとしておっしゃられたことだということでございます。

こうした点、有識者委員会での議論の経緯を踏まえますと、今回の運用面の見直しとしましては、私どもとしまして、その運用面で現に不都合が生じており、かつ10年以内に行うレビュー結果に基づき包括的な検討、これを待たずに対応すべきものであること、こういったものについて、その是正を図る作業というふうに位置づけられるかと考えています。また、あくまでも運用面での見直しでございまして、基本的には現行のガイドラインを前提として考えるということかと思えます。最終的なアウトプットを今の段階からあまり先取りしてもいけません、あくまでイメージの共有のために申し上げますと、ガイドラインとともに公表しておりますFAQ、今日お手元にお配りしているかと思いますが、こちらを追加、改定するというのが基本的なイメージになるのかなと考えております。もちろん今、ガイドライン自体を変えないとまずいというような問題があれば、そこはガイドライン自体を改定するという可能性を否定するものではございませんけれども、これまでの助言委員会の議論等を踏まえますと、そこまで差し迫った大きな課題というものはないのではないかなと私どもとしては考えてございます。

1つ前のスライドに戻りまして、冒頭の「本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ」という部分でございますが、「運用実態について確認」の部分につきましては、異議申し立ての制度、それから助言委員会による確認、私どもの日常的なモニタリング、こういったものを通じまして、ガイドラインの遵守状況という意味での確認作業、これにつきましては私も行われていると考えてございます。つまり、ここで確認すべき運用実態というのは、ガイドラインが守られている

かどうかという話ではなくて、運用において、その難しい部分といいますか、まさに、不都合が生じている部分、こういったことかと思います。そう捉えることが先ほど申し上げた、かつての有識者委員会の議論の趣旨にも沿うのかなと考えてございます。もちろん、そのガイドラインの遵守状況に問題があるということが仮にあるとすれば、それは運用面を見直すというよりもまさに対応を正すという話なのかなと思いますので、そういったものがあれば、これまで通り、運用面の見直しの枠組みとは別に、個別にしっかりと対応していきたいと考えてございます。

次に、「関係者の意見を聞きつつ」の関係者の範囲でございます。少し下に、ガイドラインの改定の際の意見を聞きたいというのが挙げられておりますが、ここでは、日本国政府以下、かなり明確に書かれております。これはさまざまな観点での意見を幅広くお聞きするという趣旨かと思えますけれども、これとの対比において、あえて関係者と書き分けているのは、言葉が適切かどうかはわかりませんが、薄く広くというよりも、むしろ実際にその運用にかかわっている、まさに関係者に対して、より具体的に話を聞くという趣旨と私どもは位置づけております。実際に運用に携わっている関係者としましては、開発途上国政府、それからJICA自身に加えまして、助言委員の先生方というふうに考えてございます。

以上、まとめますと、このガイドラインの規定に基づいて、私どもが考えている運用面の見直しとしましては、まず、開発途上国政府、それからJICAの内部、それから助言委員の先生方に対して、運用上の課題につきご意見を伺うと。そこでいろいろな課題が出てくるかもしれませんが、その中から実際に不都合が生じていて、かつ包括的な検討のタイミング、10年のタイミングを待つべきでないもの、これを抽出して、つまり、今回の見直しに対処すべきものと、10年以内の包括的検討に委ねるものに選別して、その上で、今回の対象とするものについて不都合の解消を図っていくということになります。

次のスライド、スケジュール（案）でございます。今申し上げた内容で、具体的なヒアリング方法はこれから検討いたしますが、私どもの想定としましては、来年度の第一四半期、この6月末までに見直しの検討対象とすべき課題を確定させたいと考えております。運用面の見直し、本来は継続的に行う作業でございますが、実際上も問題があれば、その都度対応してきているつもりではございますが、今回は、それはある意味、棚卸し的に行うというイメージでございますので、検討課題のリストアップにつきましては、どこかで区切りをつける形で進めさせていただきたい。もちろん、その後、新たに生じてきた課題につきましては、それはこれまで通り通常の我々の業務としまして、その都度、対応させていただくということでございます。

その区切りのタイミングでございますが、助言委員の改選が7月に予定されておりますので、もちろんその再選、再再選も可能ですので、ぜひ継続していただければというふうに考えておりますが、基本的にその運用面について精通された現在の委員の現在

の任期中に、今、課題のリストアップぐらいはしておきたいというのが私どもの考えでございます。その後、年度末にかけて検討作業を重ねていきたいというふうに考えております。運用面ですので、基本的にはJICAのほうで対応案について検討させていただきますけれども、それを助言委員会の方にご確認いただくといいですか、ご助言いただくとすることを想定しております。現在の助言委員会の設置要項では、その役割が個別案件の助言に限定されておりまして、運用面の見直し、これは含まれておりませんので、もしかなりの負担になるということであれば、どのような形でご意見をいただくかという部分も含めてやり方を考えないといけないのかなというふうに思いますけれども、基本的にはJICAで考えて、皆様にご意見をいただくという形で進めさせていただければと考えてございます。年度末までに一通り形をつくることを想定しておりまして、来年6月末の期限までに結果を公表して、新たな運用を開始するというところでできればよいと考えております。

最後のスライドでございますが、これまで助言委員会で議論になった主なものを例示として挙げさせていただいております。私どもとしましては、ご納得いただけているかどうかは別として、一応ご説明させていただいたと考えているもの、それから、事例を積み上げてからでないとなかなか検討が難しいもの、さまざまなステータスのものがあるかと思えます。

ガイドラインのページ順に挙げてございますが、まず、通常と異なる手続をとる緊急を要する場合、どういう要件が満たされる場合をいうのか。あと、派生的・二次的な影響や累積的影響の範囲はどこまでかといった定義の問題、それから環境社会配慮において気候変動をどう取り扱うのかという、スコーピングの実施方法についてもう少し共通認識を持った方がよいのではないのかといった議論、不可分一体の事業の定義、それから助言対象となるカテゴリB案件のうち必要な案件の問題、こういったものがこれまでの助言委員会で主に議論になったものとして挙げられるかと思えます。これらを全て見直しの検討課題にすべきという意味ではございませんし、10年以内の包括的検討に委ねたほうがよいものもあるというふうに考えますけれども、運用面の課題の例示がないとその見直しの進め方についてもイメージが湧きにくいというふうに思いましたので、ここで挙げさせていただいたという次第でございます。委員の皆様からもこの場でということではなくて、次の機会にということだとは思いますが、運用上の課題として何かあれば、ご提案いただければと考えてございます。

私からは以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。見直し自体は26年度からということですので、4月以降になるわけですが、今日はそのための進め方について、ある程度のコンセンサスが得られればよいかなというふうに思っています。今のご説明を含めて、何かご質問、あるいはご意見があれば、ぜひ出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

松下委員。

○松下委員 松下ですが、どうもご説明ありがとうございました。

まず、第1点の質問ですが、JBIC、JETRO、それから、NEXIのほうは、包括的検討を始めた、恐らくガイドライン本体の改定につながると思いますが、1つは、そのスケジュールを教えてくださいというのが1つと、それから、JBIC、NEXI等で実質的な、今、ガイドラインの変更があった場合、同じような事業について、例えばJBICの扱いとJICAの扱いが違ってくる可能性が生じるかもしれませんが、そこらあたりの調整の仕方というのを何か考えておられるかどうか、その2点をお聞きたいと思います。

○山邊 まず、スケジュールでございます。私どもが承知しておりますのは、JETROとJBIC。JETROさんは、もう改定案が上がり、今、パブリックコメントの段階だというふうに承知しております。JBICにつきましては、昨年末にコンサルテーションの準備会合というものが行われまして、これから今月、第1回の会合を行うというように伺っておりますけれども、そういった段階でございまして、改定の期限としては、今年の9月までに包括的な検討を行うということで、ガイドラインには規定されているところでございます。

それから、ガイドラインのその中身について、JBICの中身が変わった場合ということですが、そこは内容次第なのかとは思いますが、当然のことながら、そこで明らかに私どものガイドラインで矛盾するようなものがあつた場合には、そこはきちんと対応しなければいけないのかなというふうには考えてございます。ただ、基本的には、今回そのガイドラインをいじるということになると、先程規定の部分で説明をしましたが、かなり大がかりな話になりますので、そういったことも含めて、対応を考えさせていただきたいというふうに思っております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。では、ほかにいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

○田中副委員長 今回の5年のこの運用上の見直しといいますが、運用実態についての確認、運用面の見直しを行うと、このところの範囲がまだよくわからないんですが、例えば運用面の実態、あるいは運用面の課題ということになると、ガイドラインの本文は、これは10年後のレビューで本文を改正、あるいは改善する。従って、ここには書いているけれども、実質的にそれを読み取って解釈したり、あるいは取り決めをしたりしている。そういう内容を見直しをしていきたい。それは、今ちょうど行われている憲法の解釈の論争ではないけれども、解釈の仕方を変えていく、そういうことだろうと理解します。そうすると、1つは、結構ガイドラインがいろんな読み方にも読めるので、読めていて、そこは審査部の事務局としてのお考えを踏まえながら今までやってきていると思いますが、そういう意味では一度、ここはこういうふうを考えているという大枠というか、外形を整理しなくちゃいけないだろうと思うんですね。で

すから、結構大変な作業になると思う。これが1つです。

それから、2つ目は、具体的な、例えば手順、手続の進め方として、これまで事務局がさまざまなペーパー、こういう運用をすとか、こういう課題をすとかということを出されていますよね。案件ごとに、こんな取り扱いで行きたいとか。だから、1回、そういうものも整理してもらいたいと思うんですね。この本文を受けて、こういうふうに運用していくとか、あるいは、こういうふうな、ある意味、施行規則のようなものを考えているんだといったことを事務方が整理している、もちろん、この助言委員会の中でも議論をしているわけです。従って、そういうものを一度、体系的に整理してもらった上で、その全体を見ながら、ではどこが問題があるか、あるいは、どこより解釈を掘り下げたらいいかということになるんじゃないかなと思います。その辺の整理をお願いできればと思います。

○村山委員長 今の田中副委員長のご発言をお聞きして考えるのは、今まで幾つか文章が出てきていると思うんですね。特に、初期には助言委員会をどうように進めるかとか、あるいは途中から出てきたPPPについてどう扱うかとか、幾つか今まで出てきている文章があるので、それを一度まとめていただいて、多分それはもう今までそれを生かしてやってきたはずなので、そういう形でいいのかどうかというのがあると思います。

あと、先ほど最後に出していただいたような項目について、恐らく、これまで幾つか経験をしてきているので、これまでの経験から言うと、どういう扱いをしてきたのかというようなこともまとめられるかなと思うんですね。何かそういう意味でこれまでの事例というか、経験が何か一度まとめられるといいかなという気がしますが、そういった作業をお願いできるかどうかということですね。

一方で、フリーに委員のほうからご意見をいただくというルートもあっていいと思いますので、その両方を進めながら、それをどこかであわせて議論するということがいいのかなと思います。

○山邊 わかりました。内部で検討させていただきたいと思います。

○石田委員 本当に、今までかなりの案件をこの場で、委員会で議論してきたので、その蓄積は大変なもので、とてもいい。私たちにとっても、JICAさんにとっても、途上国のレシピエントにとってもとてもいい改定となって、見直しのチャンスだと思うんですね。ただ、その際に、今回はほとんど語られていませんが、最後に少し出てきた、1つの項目についてというところは、何かそう一筋縄ではいかないかなと気がするんですね。例えば、非常に長引いたような案件も思い出していただきたいんですが、例えばアフリカの水力開発とか、自然環境をめぐるところの解釈の違いということについてやっぱり、かなりまだまだ議論が成熟してないような気がするんです。例えば先鋭的な議論は当然ありますし、それから住民移転をめぐっても、やっぱり非常に委員の中でも幅のある解釈がありますから、そこら辺がどのような形で反映されるのか、

それとも、今回はそういうところは反映されなくて、やはり、こうやって、ショッピングリストというと、配意の言葉でちょっと使わせていただきますが、要するにターゲットリストですね。ターゲットリストとして挙げておけば、恐らく10年後には、それまでに議論が蓄積されて、何らかの一つの方向性をJICAとして示せるだろうとか、そのあたりのイメージをちょっと教えていただけるとありがたいんですが。

○山邊 まさにおっしゃる通りでございます、ここに挙げさせていただきしましたもの、さまざまなレベルのものがございまして、なかなか、私どももこれを短期間で、例えば、そのうちの1つを何か解決できるとかというのは難しいなと思っているものもございまして。なので、まさに5年目の運用面の見直しとして、ある程度このタイミングで決着がつけられるものはきちんとやりつつ、その他、その検討に時間がかかるようなものにつきましては、引き続きしっかり検討して、10年目の包括的な検討のところで対応させていただければなというふうに考えてございます。

○石田委員 ということは、項目ではとにかく、特にどれをターゲットとするとか、そういう重点だとか重みづけを考えておられるわけではないということですよ。

○山邊 現時点では考えてございません。そのリストアップした上で、このうちこれについては、これとこれについては今回対象としましょう、これとこれにつきましては、もう少しその事例を、例えば積み上げないとなかなか難しいものであると、そういったものについては、その重要性はありながらも、包括的な検討のほうに、それまで時間をかけて、しっかりと検討をしていくというようなイメージで現時点では考えてございます。

○石田委員 何となくおぼろげにイメージはつかめました。ありがとうございます。

○升本 厳密に言えば山邊は審査役ということで、うちのラインではなく、事務局というわけではなくて、通常は別に環境社会配慮をやっている人間じゃないんですね。今回の見直しのために、客観的に見てもらおうということで、お願いをしている者です。

私は事務局側なのですが、私が思うに、おかげさまで環境社会配慮ガイドラインは何とか運用させていただいていると思いますし、いろいろご意見いただいた中で、直すべくは直し、また、我々として考えるべきところはこう考えますということで、お願いして進めてきていると思っております。ということで、少なくとも、我々から見ればすごく大きな問題があるとは思っておりませんで、逆に、委員の先生方、あるいは途上国サイド、あるいは、JICA内で特に今直しておかなければいけない問題がなければ、別にここは特に見直しをしなければいけないというものではないというふうに思っております。今まさにいろいろやっているところでございますので、もし10年後の全面の見直しのところでもよいということであれば、今やらなくてもいいのではないかというふうに思います。

従いまして、先ほど田中先生のほうからいろいろお話がありましたが、何となく

全体を見るというよりも、今特に問題と認識されていなければ、あえて見なくてもいいのではないかと。逆に、皆様が今やっていて、何となくやっているけれども、こちら辺はおかしいんじゃないのかと、こちら辺はこういうふうにしたらもっとよくなるのではないかというようなものをいただければ、それについて議論をしていただければいいのかなと思っています。ということで、これは、うちのほうでもいろいろ議論をしたんですが、何かあったほうがいいだろうと、何もないと何か全然雲をつかむような話でわからないだろうということで、今までいろいろ議論になった中で、ガイドラインの改定まではいかないけれども、こちら辺かなというレベル感のものをリストアップしたものだというふうに認識をしております。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。例えば二次的な累積影響や、気候変動の取り扱いといった、少し解釈に基づくものというのは継続的な議論の中で、その知見を蓄積していけばいいと思うんですけども、スコーピングにおいてはある程度の共通枠をつくっておくことは、毎回その作業部会の中で指摘をする必要がなくなるわけです。やはり私もこの一連のプロセスを長くやってきて、大体こちら辺が指摘されるなというのも見えてきているので、ある程度の共通枠を皆さんで共有してつくっておくというのもしょろしいかなと思います。当然、案件ごとの独自のスコーピングについても検討をする必要もあります。

私からは以上です。

○柳委員 この今スライドに出ているのは、主な項目というふうになっておりますけれども、こういったことが議論された案件で、どこが問題になったのかという、その案件ベースごとにとりか、事案ごとに、この場合にこういうところが議論されているというやつをちゃんと整理しておいていただけると、10年間このままずっといて、それからまた、こういったことを整理するとなると、かなり大部な作業になるので、今の段階でやられるんだしたら、こういうことが議論されたときの案件でこのところが問題になったと、それから、このガイドラインの19ページで「法令、基準、計画等の整合」のところで、これも指定地域の問題って結構議論されましたよね。その地域指定外での事業が指定地域に影響を及ぼすというものも含まれるかどうかについても結構議論になったので、そういうことも含めて、その案件ごとに、こういう事例のときにはここが問題になったというやつを整理しておいていただくと非常に助かるかなというふうに思います。

○村山委員長 いかがでしょうか。

平山委員。

○平山委員 私は一番気になりますのは、このJICAの手続における助言委員会の位置づけというのが、一番そのいいところであり、JICAらしいところであり、それから国際的に胸を張れるとすれば張れるところであり、一番いわば特色のあるところだと思

うのですけれども、このJICAの助言委員会については第三者的な機関として常設する
と書いてありまして、普通このようなことを書けば、法律で書けば、手続法的に、各
団体ごとに誰がどのような責任を持ち、どのような効果がそこから生じて結論に至る
という、そういう手続法的なその規定というのがきちんとあるべきだと思うのですけ
れども、この助言委員会については、私自身は、これは個人的な感覚ですけれども、
少し委員については今のやり方、運用の仕方というのは荷が重いのではないかと
いう、与えられるデータと、それから課される責任とのバランスということで少し荷が
大きいのではないかとということで、私は最近、どちらかと言うと遠慮申し上げてい
るのですけれども、そのところが何とかならないのかなという、そういう意味で手続
的なところがきちんとされて、それから、委員に課される、期待される責任の範
囲というのがどのようなものになっているのかということが少し明らかにされて、
その助言委員会で提供される資料というもの、そこから判断をするわけですが、
その質をどのように、第三者委員会ですから、JICAのほうでその前提となる資料
の充実をどのように確保していただけるのかとか。それから、一番気になってお
りますのが、助言案の確定ということをやりますけれども、助言案の確定という
のは一体この手続上どのような意味と効果を持っているのか。そのJICAの一連
の過程においてですね、そしてそれを主査がまとめて、この全体会議でまと
めるということになっておりますけれども、それが一体どういう意味を、法的に
というか、その責任の問題として持っているのかということが、私はもう少し
はっきりさせられてもいいのではないかと。

時々、今日もありましたけれども、環境レビューということでお話しして
いただけるのですけれども、これも非常にJICAのほうで何を考えておられるか
というのがよくわかっていいのですけれども、それと助言委員会の助言との関係
というのとは一体どうなっているのか。JICAの事業の一部を構成すると思
うのですけれども、環境面の、そこでどのような意義を持って機能をこの助
言委員会が果しているのかとか。そもそも助言委員会が文字通り、その助言
だけでいいのであれば、助言案の確定なんていうのは要らなくて、私はいつ
もよく近くににいる人に言っているのですけれども、助言案の確定をするよ
りも、助言委員会の、せっかく全部、議事録をとっていただいているわけ
ですから、逐語録をとっていただいているわけですから、助言委員会の意見の
正文というのは、その議事録でいいのではないかと、そのようなことがここ
にかかってくると思うのです。

羅列をいたしましたけれども、この環境社会配慮助言委員会を第三者的な機
関として常設するということの意味は今、私が頭に浮かぶ限り申し上げたこと
との関係で、どのような内容を持っているのかというのは、これは運用面の問
題として、やはり一度検討をしてみる必要があるのではないかと。少なく
ともこの重要事項の中には、主な論点の中には挙げられておりませんで
したけれども、やっていただいたらと思います。これは、私の感覚からの意
見ではありましたが、ひょっとすると、ほかの方も

「いや、これはもうちょっと負担は大きいほうがいい」とか、「いや、これはもうちょっと軽いほうがいい」とか、それから、グループに分けて議論をするということになっておりますけれども、あのときに必要な分野の先生方がきちんと確保できているのかどうか、三、四人でそれがそもそも足りるのかということも含めて、私はかなりこの助言委員会の運用については、それから手続については問題が山積しているのではないかという気がしておりますけれども、これは私の感覚ですけれども、ほかの方はどういうふうにお考えになるのかということを含めて、ちょっと議論をしてみただけなら、してみるほうがいいのではないかと、ということで論点を追加させていただきたいと思います。

○村山委員長 今、平山委員からご指摘いただいた点について、私も1つの論点だと思っています。これまで助言委員会については、設置要項というのと運用目安という文章をつくって、一応これをもとに進めているという理解です。ただし、本当にこれがいいのかどうかについては、この機会にぜひ一度レビューをすべきかなというふうに思っています。具体的に言うと、本当にワーキングを1回だけでいいのかどうかとか、全体会合を終わってから1回やったほうがいいということも初期には意見としてありましたので、そういったことを含めて考えたほうがいいかなというふうに思います。

ただ、ガイドライン全体でいくと、助言委員会はあくまで1つのパーツであって、ガイドラインはほかにもいろんなことを含んでいますので、例えば異議申し立てなんかもガイドラインの一部ですから、そういう点についてもご意見があればぜひ出していただきたいと思いますし、先ほど柳委員からご指摘いただいたように、やはり案件を一度レビューをして、その中でどういったことが論点なのかということもぜひ議論したいなと思うんですが、あまり広げると作業がかなり多くなってしまいますので、先ほどご説明いただいたようなスケジュールの範囲で、できることをぜひやっていただければいいかなと。ただ、これまでやってきて、やはり問題があった案件は頭に浮かんでいきますので、それはぜひ外さずに、我々も時間をかなりかけたものはあるわけですから、そこはぜひ具体的な事例として挙げて、議論をしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

松下委員。

○松下委員 スケジュールのところですが、ここでは、関係者の範囲を限定的に列記されていますが、これでよろしいのかどうかというのが1点と、もう一つは検討作業の進め方、検討結果の内容にもよりますが、その過程で、例えばパブリックコンサルテーションとか、パブリックコメントを求めることを考える状況が生じるのかどうか、そこらあたりについて、お考えをお聞かせいただければと思います。

○山邊 関係者の範囲でございますが、確か1つ論点になるかと思いますが、私どもの考えといたしましては、実際にその運用にかかわっていらっしゃる方と、そうでない方、そこでは、いただくご意見のレベルと異なりますが、そういったのが異なってくる

のではないかなというふうに予想してございます。ですので、最初の説明でも申し上げましたけれども、運用面の見直しにつきましては、実際に運用にかかわっている方に集中して意見を聞くということが効果的なのかなというふうに考えてございます。このようにしても、今申し上げた関係者以外を排除するという趣旨ではなくて、例えば、引き続きその助言委員会の議事録は当然公開されますし、その傍聴とか、あとはその委員長が認める場合には発言という形でも認められるということで、その運用面の見直しとしての透明性と説明責任というのは一定程度確保できるのではないかなというふうに考えてございます。将来的にはそのパブリックコメントとかパブリックコンサルテーションにつきましては、まさにそこは内容をどういったところが論点になってくるかというところで、現時点からそういったところを完全に排除するということではございませんので、そこは状況を見つつということかと考えてございます。

○作本副委員長 作本です。先ほど、JETROでも見直しを済ませたということで、ここにおられる委員の方にも何人かご協力いただいて進めてきている状態です。

今ちょっと皆さん方の話を聞いて、自分の経験と重ね合わせて、恐らく4つの側面があるんじゃないかなという気がいたしました。もちろん事務局からいただいた話も参考にしながら、まずは、やはり実際の事例というんですか、ボトムアップですね。今までの具体的な事例で、どういうことが今まで議論の対立点というか、コメントがあるじゃないですか。それが生まれてきたのかという、そういうことを整理する、具体的な事例から整理するというボトムアップ的なものが1つ、あと、2つ目は、やはり10年目の改定と今運用でまた別物を10年、総括的な検討で議論するわけじゃないんですね。これは中間である程度の材料を用意しておきなさい。それは10年目につながるものでなければ、これで終わりですかということになりますから、やはり10年目のそれを念頭に置きながら字句の改定までする必要はないんですけれども、これが論点だったなということにつながるような役割、そういう意味では、全体の10年の枠組みの中での今の運用というのは適用というか、実施というか、というような意味合いでとられると、そういう時間的な軸になるんじゃないかと思います。

もう一つは今の運用という言葉がこのガイドラインに最も適用してきたのは我々のこの助言委員会、あるいは事務局の皆さんでありますので、その実施主体というか、適用してきた主体は、やっぱり経験を持っている我々自身なので、我々を中心にして、ここからは平山さんになるんですけれども、組織として、助言委員会だけでなく、異議申し立ての組織もありますから、そういうところがうまく機能してきたのか、課題があったのかということ、先ほど村山委員長が、以前つくられた規定というんでしょうか、そういうようなものをベースにして考えるというのが3つ目で、4つ目は、私はちょっと、今朝神戸から帰ってきたんですが、やはりJICAのガイドラインの影響というのは大きいんですね。我々はここだけで助言委員会の結果、どういう影響ということを考えていることもあるんですが、やはり今、ミャンマーで、新しいアセス

をつくろうとしているということが出てくるんですが、その中には社会的影響、社会への影響、住民移転、堂々とそれを、いわゆる通常のアセスの段階でも規定化しているんですね。それもこのJICAの我々がやっている仕事の延長線上で何らかの影響を与えているというふうに考えてもおかしくない、それぐらいこのJICAの影響力というのは途上国に対して大きいということなので、そういう意味では外から、やはり全員が海外というわけにもいかないでしょうけれども、我々のガイドラインが与えている影響というものを、この機会に見ておけば、また改定の段階にでも間接的にも役立つのではないかと思います。

私も中でこの、つい助言委員会の中で物を考えがちで、これで終わりかと思うんですが、実際それによって住民移転やいろんな問題が具体的に個別に解決されていくということにつながりますので、ぜひとも、外がどうこれを意識しているのか、JICAのガイドラインが役立っていると思っているのか、そうでないと思っているのか、そういう考え方がいいのか悪いのかというおおよその議論とか考え方みたいなものを一緒に育てていけたら10年目にもつながるんじゃないかなという個人的な印象です。そういう意味で4つの側面があるんじゃないかなという、皆様方の整理させていただければなと思いますが、感じました。

○村山委員長 いかがでしょう。あくまで今日は今後の進め方ということですので、特にまとめるということではありませんから、論点としてこういうこともあるということがあれば、ぜひ出していただきたいと思います。

大体、よろしいでしょうか。

それでは、通常の助言委員会の任務にあわせて、この見直しということも4月以降、入ってきますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、今日はこれで一応、一通り終わっておりますが、何か委員のほうからご意見等ありますでしょうか。なければ、今後のスケジュールについて確認をさせていただければと思います。

○長瀬 ありがとうございます。次回の全体会合でございますが、4月7日月曜日、2時半からでございます。よろしくお願いいたします。

○村山委員長 次回も、この場所ということですね。

○長瀬 次回も、こちらでございます。

○村山委員長 では、よろしくお願いいたします。

では、今日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時20分閉会